

民 法

(問 題)

2020 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～3頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、問題番号を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 1 の解答は『解答用紙 (A)』を使用してください

＊この問題は、①「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」、②「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）」および、③「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、①～③によって改正される前の民法（以下「改正前民法」と表記します）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題 1（75 点）

< 事実 1 >

甲土地と乙土地は隣接しており、1999 年 3 月 15 日の時点で、甲土地は A が、乙土地は B がそれぞれ所有し、それぞれの名義で所有権の登記がなされている。A は甲土地に建物を建築して居住している。B は乙土地を相続によって取得していたが、遠隔地に住んでいることもあり、乙土地を特に使用せずに空き地にしていた。

A は、1999 年 3 月 15 日、甲土地と隣接する乙土地の一部分（以下「本件部分」という）について、本件部分が B の所有であることを知りながら、B に無断で、自己の所有地として占有を始めた。2014 年 1 月 15 日、A の死亡により C が A を相続したが、C は、A が本件部分の占有を始めた上記の経緯を知らないまま、本件部分の占有を続けている。B は、乙土地の様子を見に来るのは数年に 1 回程度で、本件部分が A および C によって占有されていることに気づかなかった。

B は、2019 年 1 月 11 日、D との間で、乙土地を代金 1,500 万円で D に売却する旨の契約を結び、同年 2 月 26 日、代金の支払、B から D への乙土地の引渡しおよび所有権移転登記がなされた。同年 7 月になり、D が乙土地に建物を建てようとしたところ、C が本件部分を無断で占有していることが判明した。

以上の事実 1 を前提として、次の（１）および（２）に解答しなさい。

- （１） D は、C に対し、本件部分を明け渡すよう請求することができるか。現時点は 2019 年 7 月 2 日である。なお、解答に当たっては、下記（２）に記載された事実 2 を考慮してはならない。（40 点）
- （２） 事実 1 の後に、次の事実 2 が生じたとする。この場合において、C は、D に対し、どのような権利を行使することができるか。なお、賃料についての権利関係には触れる必要はない。（35 点）

< 事実 2 >

C と D は、2020 年 4 月 13 日、本件部分が D の所有であることを C が認めた上で、C が、家庭菜園として使用する目的で、本件部分を存続期間 5 年、賃料月額 2 万円で D から賃借する旨の契約を結んだ。ところが、2020 年 8 月 21 日、集中豪雨によって本件部分に亀裂が入り陥没のおそれがあるために、それ以降、C は本件部分を家庭菜園として使用することができない状態となっている。

問題 2 の解答は『解答用紙 (B)』を使用してください

＊この問題は、①「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」、②「民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）」および、③「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、①～③によって改正される前の民法（以下「改正前民法」と表記します）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題 2 (75 点)

<事実>

1. AはBに対し、弁済期が2020年7月31日である100万円の売掛金債権（以下「甲債権」という）を有している。Aは、同月9日、Cに対し、甲債権を譲渡し、その旨を同日付けの内容証明郵便によってBに通知し、この通知は、同月12日にBに到達した。
2. Aは、同月10日、Dに対しても、甲債権を譲渡し、その旨を同日付けの内容証明郵便によってBに通知し、この通知は、同月11日にBに到達した。

以上の事実1および2を前提として、次の（1）および（2）に解答しなさい。

- （1） 甲債権の弁済期において、Bがだれに弁済しなければならないのかを論じなさい。（35点）
- （2） Bは、甲の弁済期において、債権者がだれであるかが不明であることを理由として、供託することができるかどうかを述べなさい。（5点）

事実1および2の後、以下の事実3～5が生じた。

<事実>

3. Aは、2020年7月18日に、「AのDに対する甲債権の譲渡は、Dの強迫によるものでしたので、AとDは、2020年7月14日、この譲渡を合意解除しました。貴殿は、Cに甲債権の弁済をしてください。」という内容の「譲渡撤回通知書」を作成し、これを同日付けの内容証明郵便によってBに送付し、この書面は、同月20日にBに到達した。
4. Bは、同月31日、Cに甲債権の弁済をした。
5. 同年8月1日、DがBに対し、甲債権の弁済を請求してきた。Dは、「Aの要請により、Aとの間で甲債権の譲渡を合意解除することにいったんは同意したが、その後、AがDから強迫を受けたなどと身に覚えのないことを言い触らしていると第三者から聞いたため、Aに抗議し、7月25日にこの合意解除を取りやめた。」という。

以上の事実1～5を前提として、次の（3）に解答しなさい。

- （3） BD間およびBC間のそれぞれの法律関係を論じなさい。（35点）

〔以下余白〕

